

社会貢献活動をされている団体の皆様へ

地域の公共的な課題を解決したい
団体の活動の幅を広げたい
地域・社会に貢献したい

社会貢献活動事業補助金

<補助制度の概要>

- ・対象団体 「協働ステーション中央」利用登録団体
- ・対象事業 対象団体が実施する公共的課題の解決に資する事業
- ・補助限度額 **30万円**（1事業、1会計年度あたり）
- ・補助率 **3／4（定率）** ※千円未満の端数切捨
- ・補助期間 最長2年※2年目の補助認定は継続審査あり
- ・申請可能件数 1団体につき1事業まで
- ・対象期間 令和7年度中に実施する事業

<募集期間>

令和6年8月5日～10月4日

- ・中央区社会貢献活動事業補助金制度の概要や、申請や審査のポイントを、ZOOMによるオンラインで説明します。

第1回：令和6年8月3日（土）10:00～12:00

第2回：令和6年8月6日（火）18:30～20:30

各回10名（先着順）

申請のご相談・施設利用登録については、協働ステーション中央へ

（事業構築のご相談は電話・メールで事前予約をお願いします。）

【問合せ先】

協働ステーション中央

TEL：03-3666-4761

E-mail：info@kyodo-station.jp

中央区日本橋小伝馬町5-1 十思スクエア 2階

開館時間 午前10時～午後7時（月曜休館）

中央区区民部地域振興課コミュニティ支援係

TEL：03-3546-5686

協働ステーション
中央ホームページ▼

募集要項▼

